

平成二十八年三月二十二日付け広島県報（号外）第十五号に登載の広島県条例第六号（行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|--------------------|--------------------|
| 一 | 二九 | 二項の規定により作成した弁明書の写し | 二項の弁明書の写し |
| 一 | 三一 | 提出があったときは当該反論書の写し | 提出があったときは、当該反論書の写し |
| 二 | 一 | 提出があったときは当該意見書の写し | 提出があったときは、当該意見書の写し |
| 三 | 三二 | 二項の規定により作成した弁明書の写し | 二項の弁明書の写し |
| 四 | 二 | 提出があったときは当該反論書の写し | 提出があったときは、当該反論書の写し |
| 四 | 四 | 提出があったときは当該意見書の写し | 提出があったときは、当該意見書の写し |
| 四 | 二〇 | 第十八条」 | 第十八条第一項本文」 |